

認定基準の適用対象となる大学における日本語教育課程について(案)

資料4



文部科学省

※ いずれも検討段階のものであり、今後の修正・変更があり得る

1. 「留学生に対して日本語教育を行う課程等についての実態調査」の結果から

留学生別科において日本語教育を実施しているとの回答があった大学・短期大学の状況は下記表の通り。

また、設けられたコースの目的に着目すると、右図のように区分される。(目的を複数掲げる場合があるため、合計数は一致しない。)

大学	43校	48別科	79コース(課程)	定員 8,390人
短期大学	5校	6別科	9コース(課程)	定員 360人

留学生別科が認定制度の対象として整理された理由としては、一般的に、

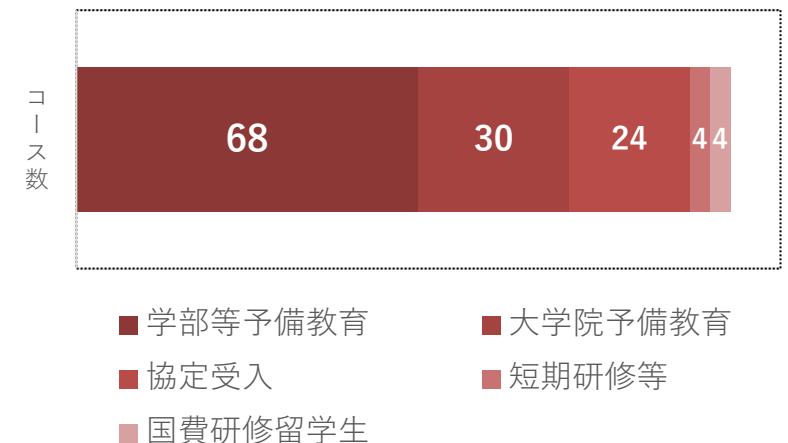
- ① 一定の体系性と修業期間を有する課程であって、
- ② 日本語能力が十分でない外国人が我が国において生活(学修)するために必要な日本語を理解し、使用する能力を外国人に習得させるための教育(日本語教育)

が実施されているものと判断できることからである。

一方で、留学生別科の特性として、学生の受入形態(正規生/交換留学生など)や、課程の目的は多種多様であり、在留資格の観点から全ての留学生別科が直ちに認定制度による認定を要するものではない。

また、課程の設置形態として、「別科」といった位置付けではなく、留学生センターや国際交流センターといった組織等に置かれる場合であっても、実態として留学生別科や法務省告示校の一部と同様に体系的な日本語教育を実施する課程において一定水準の日本語能力を備えていない留学生を受け入れるためには、認定制度による認定を受けることを在留資格「留学」の付与の要件とする制度改正(上陸基準省令(法務省令)改正)が検討されており、関係省庁との調整がなされているところ。

留学生別科や別科によらない日本語教育の課程が、認定制度による認定を要するかどうかの判断基準については、主として(1)受入れ時の日本語能力、(2)例外事由の有無により整理するものとする。



2. 適用対象の判断基準について

(1) 適用対象 以下の①②いずれも満たすものを対象とする

① 受入れ時の日本語能力：入学（履修登録）時に、大学学部段階の目安（N2相当）に満たない日本語能力水準で留学生を受け入れる課程であること。

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（以下、法という。）において、「日本語教育」は、「日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育」と定義されているところ。大学において日本語で行われる講義や研究指導の内容を解するに足る日本語能力（N2相当）を備えていない留学生に対して実施される日本語の教授は、法における「日本語教育」に該当するものと判断される。

② 日本語教育課程であること。

(2) 例外事由

① 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に規定される「日本語等予備教育」の課程

対象者の選抜プロセスや実施されるプログラムの質が制度上担保されていることから、認定基準の適用対象としないこととする。

② 大学間交流協定に基づく学生交換計画による交換留学プログラム

大学間交流協定に基づく交換留学は、大学間の質を伴った国際交流を強化する観点から政策的に促進しているところ、交換留学のような短期プログラムにおいて体系的な日本語教育を盛り込むことは性質上なじまないことから、認定基準の適用対象としないものとする。

(参考) 認定課程において受講することを要しない場合

学部・研究科の正規生が、補習教育として、非正規課程として開講される日本語予備教育の科目を履修するような場合（※）には、認定課程であることを要しない（大学の正規課程で教育を受けることにより在留資格「留学」を保有するため）。

※英語で開講される科目のみで学位取得できる課程の在籍生が、別科等において日本語を学習する場合等が想定される